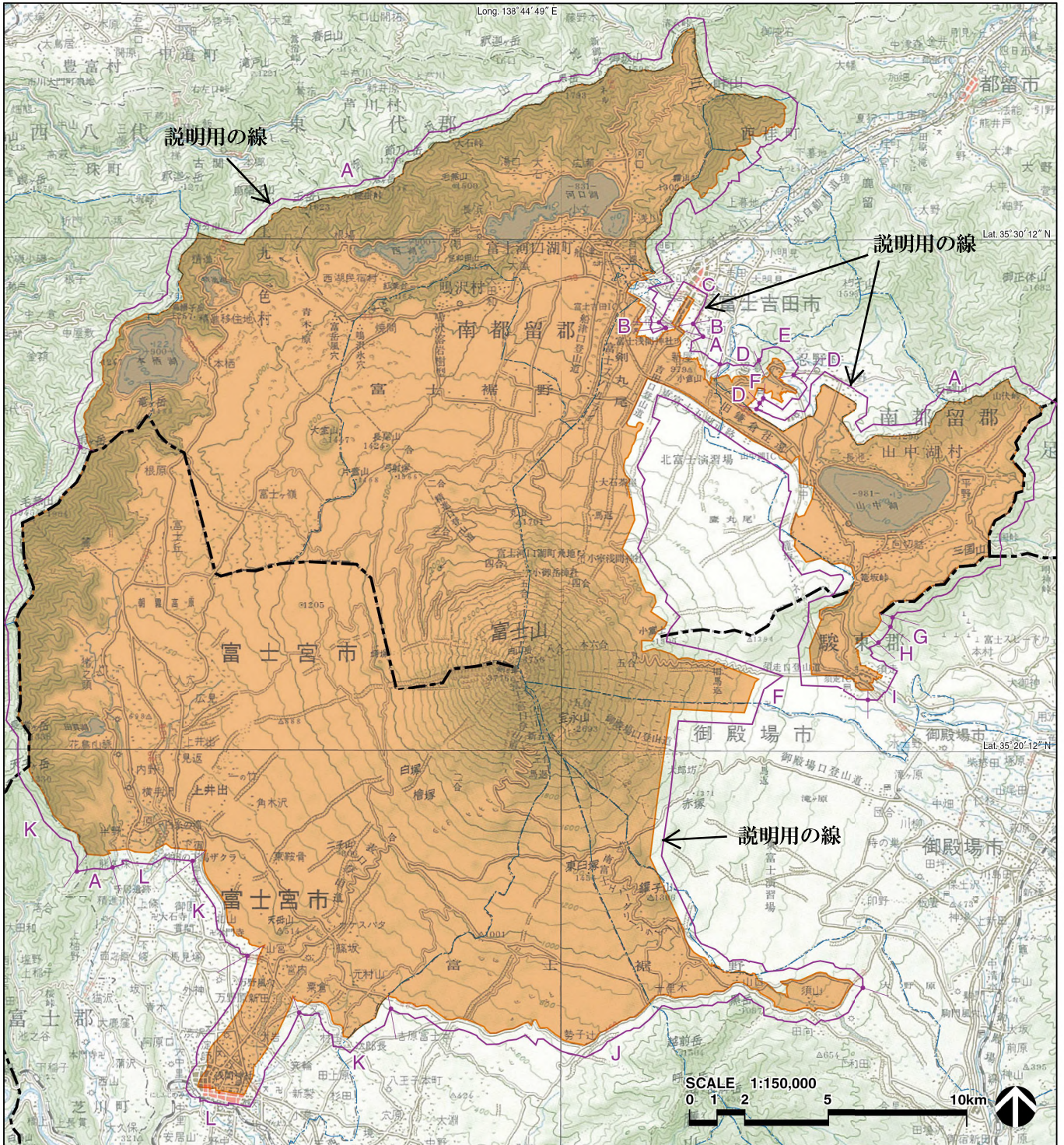


# 富士山景観配慮地区



## 区域線

A	自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園の区域の境界	G	道路(登山道)の区域の境界(道路敷を含む。)
B	道路(一般国道138号及び一般国道139号)の区域の境界(道路敷を含む。)	H	山稜線
C	富士吉田市富士山世界遺産条例(平成20年富士吉田市条例第39号)第6条第1項の規定により指定された富士山世界遺産保全地域の境界	I	道路(町道)の区域の境界(道路敷を含む。)
D	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の境界	J	道路(一般国道469号)の区域の境界(道路敷を除く。)
E	忍野村景観条例(平成23年忍野村条例第11号)第9条第2項の規定により指定された忍草地区水辺景観形成重点区域(南都留郡忍野村大字忍草字上屋敷、宿屋敷、下屋敷、向屋敷、橋向及び榛の木林の各区域内のものに限る。)の境界	K	富士宮市富士山景観条例(平成21年富士宮市条例第29号)第10条の規定により指定された富士山等景観保全地域の境界
F	北富士駐屯地、北富士演習場又は東富士演習場の敷地の境界	L	静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)第3条に規定する特別規制地域の境界

(注) 富士山景観配慮地区の指定をしようとする区域は、茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち山梨県の区域に属する区域である。茶色で着色された部分の周囲の実線は、説明用の線であり、指定に係る区域の外周線がこの図面の下の表に掲げるAからLまでのいずれに該当するのを示すものである。